

松山大学特別奨学金制度の概要

対 象	<p>以下のいずれかに該当する松山大学生（大学院生を含む）</p> <ol style="list-style-type: none"> 主たる家計支持者が死亡、失踪、離別、破産、会社都合による失職、長期の療養を必要とする病気や事故等により、家計状況が急変した場合 火災、風水害、震災等の災害により著しい被害を受けたことにより、家計の支出が著しく増大もしくは収入が激減した場合 <p>※出願は上記事由が発生した時から 1 年以内。ただし、新入生に限り入学前の6カ月以内に上記事由が発生した場合を含むことができる。</p>
給 付 額	当該学期の学費の全額または半額相当額
給 付 期 間	申請事由により1年または2年を限度に給付
要 件	<ol style="list-style-type: none"> 家計基準 日本学生支援機構第一種奨学金受給資格に定める認定所得金額が0に満たない方 成績基準 全額：標準取得単位数以上かつ GPA2.20 以上 (家計支持者の死亡・失踪) 半額：標準取得単位数以上かつ GPA2.00 以上 (家計支持者の死亡・失踪、離別、失職、長期療養等) <p>※GPA は、給付する学期の前年度末までの累積 GPA とする。 ※大学 1 年次生は、全額・半額とも高等学校又は中等教育学校後期課程における 評定平均値 3.5 以上とする。 大学院生及び編入学生は、前在籍大学等における GPA を考慮する。 ※2022 年度に給付を受けている方が継続申請する場合は、 GPA ではなく学業係数の数値とする。</p>
受 給 の 制 限	<ul style="list-style-type: none"> 本学の他の奨学金制度と併せて受給することはできない。 国の「高等教育の修学支援制度」による授業料減免認定者は、当該授業料減免額と特別奨学金のうち授業料相当額の合計が、当該学期の授業料を超過しない範囲で給付する。

※上記の奨学金は年間を通じて随時採用します。

※詳細及び申請方法等については、学生課までお問い合わせください。